

デイサービスセンター第2共愛の里 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共愛会が開設するデイサービスセンター第2共愛の里（以下「事業所」という。）が行う通所介護、予防専門型通所サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方もしくは事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 通所介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を行うことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 予防専門型通所サービスの提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター第2共愛の里
(2) 所在地 名古屋市中川区下之一色町字権野108番地6

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする)
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守ため必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
ア 生活相談員 2名以上(サービス提供時間を通じて毎日1名以上配置する)
生活相談員は、利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する

利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画、予防専門型通所サービス介護計画の作成補助等を行う。

イ 介護職員 2名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する）

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は支援を行う。

ウ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

エ 看護職員 1名以上

看護職員は、健康管理等の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

（1）営業日 月曜から土曜日までとする。ただし1月1日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 9:00~17:30 とする

（3）サービス提供時間

ア 1単位目 9:45~16:15 とする

（通所介護の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

（1）1単位目 20名

（事業の内容）

第7条 事業の内容は次のとおりとする

[通所介護、予防専門型通所サービス]

（1）日常生活上の世話

（2）食事の提供

（3）入浴

（4）機能訓練

（5）レクリエーション

（6）健康チェック

（7）送迎

（8）相談

（利用料その他の費用の額）

第8条 通所介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によ

るものとする。予防専門型通所サービスの事業を提供した場合の利用料の額は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、

利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 3 通所介護、予防専門型通所サービスの食費は、昼食代600円を徴収する。
- 4 おむつ代は、150円を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市中川区、港区及び中村区の別紙に掲げる地域とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防水管理者(防火管理についての責任者を含む。)を定め、非常災害に備えるため、年〇回定期的に避難・救出訓練等を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年3回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する、
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人共愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- この規定は、平成14年4月1日から施行する。
- この規定は、平成17年4月1日から施行する。
- この規定は、平成17年10月1日から施行する。
- この規定は、平成18年4月1日から施行する。
- この規定は、平成21年2月1日から施行する。
- この規定は、平成21年4月1日から施行する。
- この規定は、平成22年7月1日から施行する。
- この規定は、平成23年4月1日から施行する。
- この規定は、平成24年4月1日から施行する。
- この規定は、平成29年6月1日から施行する。
- この規定は、平成30年6月1日から施行する。
- この規定は、令和2年6月1日から施行する。
- この規定は、令和3年8月1日から施行する。